

～ 健口と輝く笑顔のために～

歯科衛生だより 会報

2018 June vol.45 発行人/武井 典子 発行/公益社団法人 日本歯科衛生士会 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023 http://www.jdha.or.jp/

歯科衛生推進フォーラムが開催される



平成30年2月11日(日)ステーションコンファレンス東京において、平成29年度「歯科衛生推進フォーラム」を開催した。各都道府県歯科衛生士会の会長、地域歯科保健衛生活動の指導者ら約140名の参加があった。

武井典子会長より「歯科衛生士は、地域で多職種と連携しながら専門性を生かした活動をすることが求められている。今日のフォーラムを参考に、さらに地域に還元できるよう、努めていただきたい」と挨拶があった。続いて、来賓の田口円裕氏(厚生労働省医政局歯科保健課課長)から「地域包括ケアシステムの中で歯科衛生士は、多職種と連携し歯科口腔保健の推進に向け、中核的役割を担っていただきたい」とご挨拶いただき、その後同氏より「歯科保健を取り巻く状況について」のご講演、さらに秋野憲一氏(札幌市保健福祉局母子保健・歯科保健担当部長、前厚生労働省老健局老人保健

課医療・介護連携技術推進官)より「2018年介護保険制度改正及び介護報酬改定の動向」についてご講演いただいた。

午後は「歯科医療における地域連携の推進を目指して」をテーマに、シンポジウムが開かれ、基調講演の後、ディスカッションでは、活発な意見交換がなされ、大変有意義なフォーラムとなった。

講演 1 歯科保健を取り巻く状況について

現在日本は、少子高齢化、人口減少で人口構成は大きく変化しており、それに伴い歯科保健を取り巻く状況にも変化がみられる。小児のう蝕は減少し、歯が多く残っている高齢者が増加している。8020達成者は平成28年度の調査では51.2%となった一方で、高齢者のう蝕、歯周病の罹患率は増加している。

国はこのような社会背景をもとに、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、健康寿命の延伸および健康格差の縮小のため生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策の展開を推進している。口腔の健康の維持増進が全身の健康に大きく関与していることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など、歯科保健医療の充実に取り組んでいる。そして、歯周病の罹患率の結果に改善が見られないことから健診に係る調査検証を行い、効果的、効率的な歯科健診等を展開していく。また、周術期に口腔管理を行うことで入院日数が減少するなど口腔機能管理の重要性が増していることから、歯学部大学病院などの歯科

厚生労働省医政局歯科保健課
課長 田口 円裕 氏



医療機関が口腔機能管理に関する研修を実施し、医科病院などの看護師など他の医療従事者による基本的な口腔ケアの普及とともに医療機関での口腔機能管理を実践していく。

今後団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域完結型歯科医療の提供が急務の課題となっている。平成30年度の診療報酬改定では、かかりつけ歯科医の機能の評価やNSTなどチーム医療の推進などが方向性として入れられ、地域包括ケアシステムの構築、推進を実現できるようにしている。

就業歯科衛生士は登録歯科衛生士の約4割である。国は復職支援への取り組みを日本歯科衛生士会とともにを行い、歯科衛生士の質の確保も行っている。地域包括ケアシステムを推進していくうえで、今後さらに歯科衛生士が担うものは大きいと考える。大いに期待したい。

講演 2 2018年介護保険制度改正及び介護報酬改定の動向

地域包括ケアシステムは、後期高齢者数がピークとなる2025年に向けて医療、介護、予防、住まいなどの体制整備を行っている。介護保険制度および介護報酬は3年ごとに見直され、医療については医療計画が6年ごと、診療報酬が2年ごとに見直されており、2018年は医療と介護の制度改正、そして診療報酬と介護報酬の同時改定が行われる。

2018年の介護保険制度改正については「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のポイントとして「介護医療院」の創設また保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進があげられる。保険者である市町村に対し、自立支援・重度化予防に向けた取り組みを一層推進するため

札幌市保健福祉局 母子保健・歯科保健担当部長
前 厚生労働省老健局老人保健課 医療・介護連携技術推進官
秋野 憲一 氏



にインセンティブ交付金を交付することとし、口腔機能向上を含む介護予防や地域ケア会議への取り組みも予算化されている。介護報酬改定においても医科歯科連携の推進、口腔衛生管理体制加算の認知症高齢者グループホーム等の居住系サービスへの適用拡大、口腔衛生管理加算の算定要件の見直しなどが審議されている。

地域包括ケアシステムにおいて歯科の役割は重要で、今回の改正では新たな役割が追加された。介護保険施設や認知症高齢者グ

ループホームでの口腔衛生管理、介護予防や地域ケア会議への参画等、自立支援に向けた取り組みにおいて歯科衛生士の役割は、今後一層重要になってくる。また歯科衛生士は、口腔衛生の専門職とし

て現場での活動を調査、数値化し、研究につなげていただきたい。それらを積み重ねていくことで診療、介護の報酬にも反映していくことになる。

シンポジウム

基調講演 歯科保健医療を取り巻く状況と歯科衛生士に期待すること

現在、日本の就業歯科衛生士数は増加傾向であり、また就業場所は診療所が約90%を占める。歯科衛生士免許登録者数のうち就業率は約46%で、日本の女性の年齢階級別就業状況は30歳代以降で上昇してきているものの回復は弱い。地域包括ケアシステムにおいて歯科衛生士の役割が重要となっているが、人材確保が今後極めて困難になる状況が予測される。

そのために「歯科衛生士の人材確保・復職支援等に関する検討会」が平成28年に設置され、日本歯科衛生士会とともに復職支援等共通プログラムの策定と全国レベルでの研修指導者、臨床実地指導者育成中央研修などを実施している。また技術修練部門では、

厚生労働省医政局歯科保健課 歯科医療技術参与
則武 加奈子 氏

昨年東京医科歯科大学に歯科衛生士総合研修センターを新設した。今後も、全国レベルでの研修指導者、臨床実地指導者育成中央研修などを実施し、都道府県単位の研修を開催する予定である。また歯科衛生士教育機関および歯科医療機関と連携し、全国的に整備を行うなどで、歯科衛生士の人材確保を支援していきたい。



講演 1 回復期リハビリテーション病院における歯科衛生士の役割と退院後の口腔管理について

病院に勤務する歯科衛生士の業務内容は、急性期・回復期・慢性期によってさまざまである。特に、回復期リハビリテーション病棟(以下回復期リハ病棟)では多職種と関わる頻度が多く、専門職としての役割を明確にする必要がある。当院での業務内容は①口腔衛生や口腔機能の評価、口腔ケアのプログラム立案②本人や介助者・他専門職へ口腔ケアの技術を助言③地域協力歯科医との情報交換、訪問歯科診療の依頼など、医科歯科連携の窓口機能がある。歯科衛生士が専門職としての役割を担うことで口腔衛生や口腔機能の向上さらにはQOLの向上にもつながると考える。

また、当院を退院後の追跡調査結果より、生活期へと移行した際に歯科への連携が不十分であることがわかった。回復期リハ病棟の

長崎リハビリテーション病院
大石 佳奈 氏

歯科衛生士として、地域で勤務する歯科医師との連絡調整や連携するためのマニュアル等を作成し、コミュニケーションを図ることが必要である。歯科衛生士が他職種の役割を理解し、医科と歯科をつなぐ役割を担えるよう発信する必要があると考える。

今後は、回復期リハ病棟での役割を明確化し、医科歯科連携を図ることで退院後も口腔管理が行えるよう地域と密着しながら関わっていききたい。



講演 2 地域での病診連携と歯科衛生士の役割

南口腔ケアセンターは、京都市南歯科医師会の下部組織として、1998年に訪問歯科診療や訪問口腔ケアの普及を目的とする地域連携の拠点として設立された。2000年より、歯科の標榜のない地域の中核病院である京都九条病院で訪問歯科診療を開始した。介護療養棟の歯科健診から始まり2002年からは医科と連携し、胃瘻造設前の口腔ケアを実施することで、術後感染のリスク低下が認められた。2012年に周術期口腔機能管理が保険収載され、2014年には医科側にも周術期口腔機能管理医科歯科連携可算が導入された。病院は術後回復力強化プログラム(ERAS)を実施し、摂食嚥下サポートチームを立ち上げた。それらの場で我々は口腔ケアの指導

京都市南歯科医師会 南口腔ケアセンター
岸田 文枝 氏

を行った。また、定期的なカンファレンスに参加し、周術期口腔機能管理連携システムの構築を進めた。2016年のNST連携加算開始後は、歯科医師もカンファレンスに参加となる。一定の成果が得られた2017年は病院の人事異動等の理由で摂食嚥下サポートチームが解散となった。病診連携を進める中で保険点数導入に伴い連携は推進されるが、病院側の体制の変化により均質な口腔ケアの継続が難しくなることもあり、今後の課題である。



講演 3 在宅歯科医療連携室における活動

福岡県では、地域包括ケアシステム推進のために在宅歯科医療連携室整備事業に取り組んでいる。群市区歯科医師会を拠点とした歯科医療連携室では、歯科医療と介護の連携を図ること、多職種との連携を推進することなどをその地域の特性に応じてシステム構築することを目的に、相談員として歯科衛生士を配置し窓口としている。主な業務は、地域住民や他の職種からの相談を受け、「歯科医療・口腔ケア」を必要な時に必要な人につなげることである。

筑紫歯科医師会では、かかりつけ歯科医が最期まで患者さんを診ることを目標にした。初年度は、歯科にも連携室ができたことを地域に周知し、加えて相談業務の実績づくりのため、訪問看護ステーショ

福岡県筑紫歯科医師会
口腔保健センターちくし 歯科医療連携室
高野 ひろみ 氏

ンの協力を得て同行訪問を実施した。2年目には、医師会が実施した在宅医療・介護連携支援事業にも積極的に参加し、多職種との顔の見える関係づくりを模索した。翌年には、この事業に診療所の歯科医師、歯科衛生士も参加することを推進した。

連携のシステム作りには、信頼関係が大切で、常に歯科医療・口腔ケアを求める地域住民や多職種の要望をよく聴き、誠意をもって対応することを大切にしている。



講演 4 地域ケア会議に参加して

雲南市役所健康福祉部健康推進課
安部 美智野 氏



雲南市の歯科口腔機能に課題を抱える高齢者の自立支援を検討するため、平成27年度から健康増進分野に所属している歯科衛生士が課の枠を超え、地域ケア会議に参画してきた。その中で、見えてきた課題と課題解決のための施策について報告を行った。

生活支援において「口から食べる」食支援には専門性の高い歯科の役割に期待している職種も多い。歯科衛生士がケア会議で口腔機能や口腔内環境、歯科医療の必要性等について専門的に助言提案することで他職種の口腔に対する意識の向上と食支援への気づきにつながっている。

今後、生活に寄り添った支援には、多職種が連携協働することが必要不可欠であり、有機的なネットワークを構築していくことが理想の姿と現実のギャップを埋めることにつながると感じている。さらに、予防の視点で地域住民へ口腔機能等口腔の健康の保持増進について情報発信の拡充が必要である。また、歯科医療従事者や他職種の質の担保にむけての体制づくり構築のため、他部署との連携を深めていくことも課題と考える。

ディスカッション

基調講演、歯科衛生士4名による活動報告の後、ディスカッションでは、地域ケア会議関連事項や口腔アセスメントシートについてなど、具体的な内容の活発な質疑応答がなされた。

その後、秋野氏、則武氏より「地域ケア会議にはまず積極的に参加し多職種連携を図ること、また他分野についても理解できるよう、研鑽し続けることが大切である」「各地域に合わせた対応などをこのような機会を通し共有することが大切といえる」などのご助言とともに歯科衛生士へのエールをいただいた。最後に、金澤紀子顧問より地域包括ケアシステムの中で歯科衛生士の役割の重要性と取り組むべき方向性について総括いただいた。平成29年度も大変有意義な歯科衛生士推進フォーラムとなった。

「都道府県歯科衛生士会会長会」が開催される

平成30年2月10日(土)アルカディア市ヶ谷(東京都)において、都道府県歯科衛生士会会長会が開催された。初めに武井典子会長より、昨年度から注力している①災害支援について②人材育成について③人材活用についてのお話があった。引き続き、議題に入り、後半では、東京医科歯科大学名誉教授須田英明氏のご講演の後、全国6ブロックに分かれて分科会が行われ、活発な意見交換がなされた。

日本歯科衛生士会では、平成28年10月から5回にわたり「歯科衛生士の人材確保・復職支援等に関する検討会」を開催し、6月に報告書を出しました。そこで今回、検討委員会の座長をされた須田英明氏に、ご講演をいただきました。講演の内容は以下の通りです。

講演 歯科衛生士の人材確保・復職支援について ～「検討会」座長からの報告～

現在、我が国の女性全体の労働力率は、20～30歳代で低下し、40歳前後から復職して再び労働力が回復するM字カーブを示します。しかし、歯科衛生士はM字カーブを示さず、年齢とともに低下しており、復職者が少ないことが明らかです。その主な要因として、育児や介護等でフルタイムでは就労できないという「勤務時間の問題」と、「自分のスキルへの不安」が挙げられています。少子高齢化の進展とともに子どもの絶対数が減少する中、医療従事者の確保はますます難しくなってくることが予測されます。このため、歯科衛生士の復職支援は重要であり、今回の検討会報告書にはそのヒントがたくさん挙げられています。例えば、地域包括ケアシステムの構築が急がれている中、フルタイムでは働けない歯科衛生士は、診療所に復帰する前の準備として、在宅、施設、病院等で数時間なら働ける可能性があります。こうした診療所外での業務を行う上でも、先輩歯科衛生士の実践的な指導や支援が必要となるので、平成29年度

東京医科歯科大学
名誉教授 須田 英明 氏



より厚生労働省委託事業「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」として日本歯科衛生士会が行っている『歯科衛生士の研修指導者・臨床実施指導者等講習会』の意義は大きいと考えられます。一方、同様の委託事業を行っている東京医科歯科大学歯学部附属病院に開設された「歯科衛生士総合研修センター」の果たす役割も大きいと思います。こちらは、離職した歯科衛生士の復職支援ならびに臨床経験3年未満の新人歯科衛生士の臨床実践能力の早期育成が目的であり、日本歯科衛生士会の指導者等講習会とともに、両者の強固な連携の下で人材確保・復職支援事業が発展することを願っています。

※ 詳細は、日本歯科衛生学会雑誌Vol.12 No.2 特別寄稿「歯科衛生士の人材確保と復職支援について ～日本歯科衛生士会の検討会報告書より～」をご覧ください。

日本歯科衛生学会 第13回学術大会 事前参加登録のご案内

第13回学術大会を、平成30年9月15日(土)～17日(月・祝)に、福岡国際会議場において開催いたします。学術大会の詳細は日本歯科衛生学会雑誌Vol.13 No.1(8月発行)をご参照ください。今回から、インターネットによるオンライン事前参加登録を開始します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

※学生会員の事前登録については、事務局にお問い合わせください。

事前登録期間：平成30年6月1日(金)～8月16日(木)

インターネットによるオンライン登録

日本歯科衛生学会事前登録ページからお手続きください。
クレジットカード払いまたはコンビニ払いがご利用いただけます。

<https://jsdh.jdha.or.jp/>

※パソコン、スマートフォンから24時間登録可能です。

参加費用：会員 7,000円(当日10,000円) 会員外 12,000円(当日15,000円)

郵便振替による登録

郵便局で青色の「払込取扱票」を使用し、通常払込みで送金してください

口座番号：00160-7-299610 加入者名：日本歯科衛生学会

金額：会員 7,000円 会員外 12,000円

通信欄：①「第13回学術大会事前登録」② 会員の方は「会員番号(10桁の番号)」をご記入ください。

1. 学術大会当日、事前登録受付にて参加証をお渡しします。大会前に事前登録証の郵送はありませんのでご注意ください。大会当日は、会員証および、オンライン登録の場合は、登録完了メールの控え、郵便振替の場合は、払込取扱票の受領証を必ずお持ちください。
2. 平成30年度会費が未納の方は、会員としての取り扱いにはできませんのでご注意ください。
3. 申込み後の変更、キャンセルは一切お受けできません。納入された参加費は理由を問わず返金いたしませんのでご了承ください。

問い合わせ先

日本歯科衛生学会事務局 電話：03-3209-8020

注意事項

平成30年度歯科診療報酬・介護報酬改定のポイント(歯科衛生士関連)

診療報酬改定は2年に1度、介護報酬改定は3年に1度行われるが、平成30年度は同時改定の年にあたり4月1日から施行されている。診療報酬改定は「地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進」や「新しいニーズにも対応でき、安心・安全で納得できる質の高い医療の実現・充実」などの視点から項目の新設・見直しや施設基準の見直しが行われた。また、介護報酬改定の歯科衛生士関連項目では「口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進」などにおいて対象施設の拡大や評価の見直しが行われた。診療報酬、介護報酬における歯科衛生士関連の主な改定は以下のとおりである。

なお、診療報酬改定の詳細は、日本歯科衛生士会監修『歯科衛生士のための歯科診療報酬入門 2018-2019』(医歯薬出版株式会社 5月発行)をご参照ください。

診療報酬改定の概要

○ 歯科外来診療における院内感染防止対策の推進

【 歯科初診料、歯科再診料の見直し 】

歯科外来診療における院内感染防止対策の推進につき、歯科初診料及び歯科再診料に対して院内感染防止対策に関する施設基準を設定し、厚生労働大臣が別に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。また、地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に院内感染防止対策に関する内容が追加された。

	旧	新(2018.10月～)※
初診料	234点	237点(届出)
		226点(届出なし)
歯科外来診療環境体制加算1(外来環1)	25点	23点
歯科外来診療環境体制加算2(外来環2)		25点(新設:地域歯科診療支援病院)
再診料	45点	48点(届出)
		41点(届出なし)
再診時歯科外来診療環境体制加算1(再外来環1)	5点	3点
再診時歯科外来診療環境体制加算2(再外来環2)		5点(新設:地域歯科診療支援病院)

※経過措置 平成30年9月30日までの間は従前のとおり。

○ かかりつけ歯科医の機能の評価

地域連携および継続的な口腔機能管理を推進する観点から、かかりつけ歯科医の機能の評価およびかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直しが行われた。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)は、研修を受講した歯科医師および歯科衛生士が1名以上配置されているなど多くの施設基準が設けられているが、従前の施設基準に加え、次の内容の見直しが行われた。

1. かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準について、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続的な管理実績や地域連携に関する会議等への参加実績を要件に追加。
2. かかりつけ歯科医として必要な知識や技術の習得を推進する観点から、要件としている研修内容の見直し。
3. 歯科訪問診療の実績について、かかりつけ歯科医と在宅療養支援歯科診療所との連携実績を選択可能な要件の1つに追加。
(平成30年3月31日に「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の届出を行っている歯科診療所については、経過措置として、平成32年3月31日までの間は基準を満たしているものとして取り扱われる。)

○ 周術期等の口腔機能管理の推進

術前の管理計画策定が困難である脳血管疾患等の手術をした患者で、術後の誤嚥性肺炎のリスクが高い患者や低栄養状態等の患者について、術後、早期に口腔機能管理を開始した場合は周術期等の口腔機能管理の対象となるなど、対象患者が拡大され明確化された。また、周術期等の口腔機能管理の対象患者には、手術を実施しない患者も含まれることから、名称が見直された。

【 名称の見直し 】

周術期口腔機能管理 ⇒ 周術期等口腔機能管理

【 全身麻酔下で実施される対象手術の例への追加 】

脳血管外科手術、人工股関節置換術等の人工関節置換術、口腔内に感染源となり得る病巣がある患者、口腔衛生状態が不良である患者、肺炎の既往がある患者又は低栄養の患者等、術後合併症(術後肺炎等)のリスクが高いと考えられる患者に対して実施される手術

【 手術前に放射線療法または化学療法を実施する場合の口腔機能管理の見直し 】

手術前に放射線治療または化学療法を実施する場合において、周術期等口腔機能管理料ⅠまたはⅡと、周術期等口腔機能管理料Ⅲの同一月の算定を可能

【 専門的な口腔衛生処置の評価 】

旧	新
周術期専門的口腔衛生処置(1口腔につき)92点	周術期等専門的口腔衛生処置1(1口腔につき)92点
	周術期等専門的口腔衛生処置2*(1口腔につき)100点

*術口衛2：がん等に係る放射線治療または化学療法を実施する患者に限り、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合に算定

○ 在宅歯科医療の推進

歯科訪問診療の実態に合わせて、歯科訪問診療料や訪問歯科衛生指導料の評価の在り方を見直すとともに、入院患者、介護保険施設入所者等や通院困難な小児に対する口腔機能管理の充実が図られた。併せて、在宅患者等急性歯科疾患対応加算を廃止し、歯科訪問診療料に包括するとともに、診療時間が20分未満の場合の評価が見直された。

【 歯科訪問診療料の見直し 】

在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る）であって、通院困難なものに対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行った場合、次の区分により算定。

	診療時間	診療患者数	歯科訪問診療料（急性対応は包括*）	
同一建物内	20分以上	1人のみ	歯科訪問診療1	1036点
		2～9人	歯科訪問診療2	338点
		10人以上	歯科訪問診療3	175点
	20分未満（70/100）	1人のみ	歯科訪問診療1	725点
		2～9人	歯科訪問診療2	237点
		10人以上	歯科訪問診療3	123点

*在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応）が包括されたことに伴い、切削器具を常時携行した場合に歯科訪問診療料を算定する。

【 届出別の歯科訪問診療補助加算（訪補助） 】

これまでは在宅療養支援歯科診療所の歯科衛生士が同行した際に加算されたものであったが、改定後は在宅療養歯科診療所以外の歯科医療機関（一般歯科診療所）の場合の評価を新設。在宅療養支援歯科診療所（歯援診）1・2、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）の場合の区分の追加。1日につき次の点数を加算する。

診療患者数		訪補助	
		一般歯科診療所	歯援診1・2か強診
同一建物居住者以外の場合	1人	90点（新設）	〈旧〉110点 ⇒ 〈新〉115点
同一建物居住者の場合	2人以上	30点（新設）	〈旧〉45点 ⇒ 〈新〉50点

【 歯科訪問診療移行加算の新設 】

外来受診していた患者が通院困難になった場合（外来を最後に受診した日から起算して3年以内）に、かかりつけ歯科医が継続的に歯科訪問診療1を算定した場合に加算する。

① かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（か強診）の場合	150点
② ①以外の場合	100点

【 訪問歯科衛生指導料の見直し 】

従前の「複雑なもの」と「簡単なもの」による区分を廃止、1対1で20分以上の指導を行った場合の評価とし、単一建物診療患者の人数に応じた区分を新設。実地指導に、当該患者の口腔内の清掃（機械的歯面清掃含む）、有床義歯の清掃指導のほか、「口腔機能の回復もしくは維持に関する実地指導」が追加された。患者1人につき月4回に限り算定。

診療患者数		時間	新
単一建物	1人	20分以上	360点
	2～9人		328点
	10人以上		300点

【 在宅等における専門的口腔衛生処置の評価の新設 】

在宅等で療養する患者に対して、歯科衛生士が専門的な口腔衛生処置を行った場合の評価を新設。

在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	120点（新設）
------------------	----------

- ・歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者に対し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃処置を行った場合に月1回に限り算定。（訪問歯科衛生指導料を算定した日は算定できない）
- ・当該患者の口腔の衛生状態にあわせて、口腔清掃用具等を用いて歯面、舌、口腔粘膜等の専門的な口腔清掃、義歯清掃または機械的歯面清掃を行う。
 - 歯科医師はカルテに歯科衛生士の氏名を記載
 - 歯科衛生士は業務記録の作成
- ・在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定した日の属する月において、機械的歯面清掃処置は別に算定できない。

【 歯科疾患在宅療養管理料の見直し 】

旧		新	
在宅療養支援歯科診療所	240点	在宅療養支援歯科診療所1	320点
		在宅療養支援歯科診療所2	250点
上記以外	180点	上記以外	190点

【 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の新設 】

通院困難な小児に対する歯科訪問診療の充実を図るため、口腔衛生指導や口腔機能管理等を包括した評価の新設。歯科訪問診療料を算定した歯科医師が、15歳未満の在宅等において療養を行っている患者であって、継続的な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当該患者又はその家族の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画書を作成し、20分以上の指導管理を行った場合に算定（450点、月4回を限度）。ただし、当該指導管理料を算定した月において、歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料及び在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は別に算定できない。

○ ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

ライフステージに応じた口腔機能管理を推進する観点から、歯科疾患管理料について、口腔機能管理に関する評価を新設。

小児：口腔機能の発達不全が認められる小児（15歳未満）のうち、特に機能不全が著しく、継続的な管理が必要な患者に対して、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に所定点数に加算。評価項目は下記のとおり。

歯科疾患管理料 小児口腔機能管理加算 100点（新設）

① 咀嚼や嚥下機能の評価項目	歯の萌出遅延、歯列・咬合の異常、舌の突出癖等
② 構音に関する評価項目	構音障害、口唇閉鎖不全、口腔習癖、舌小帯の異常等
③ 呼吸に関する評価項目	口呼吸、口蓋扁桃・咽頭扁桃の肥大等

高齢者：老化等に伴い口腔機能の低下が認められる患者のうち、特に機能低下が著しく、継続的な管理が必要な患者に対して、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に所定点数に加算。口腔機能の低下を示す症状と評価方法は下記のとおり。

歯科疾患管理料 口腔機能管理加算 100点（新設）

下位症状	検査項目	該当基準
① 口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上
② 口腔乾燥	口腔粘膜湿潤度	27未満
	唾液量	2g／2分以下
③ 咬合力低下	咬合力検査	200N未満
	残存歯数	20本以下
④ 舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	pa／ta／kaいずれか一つでも6回／秒未満
⑤ 低舌圧	舌圧検査	30kPa未満
⑥ 咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg／dL未満
	咀嚼能力スコア法	スコア0,1,2
⑦ 嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査（EAT-10）	3点以上
	自記式質問表（聖隷式嚥下質問紙）	3項目以上該当

①～⑦のうち3項目以上の口腔機能の低下を示す症状がみられるもの 「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」（平成30年3月 日本歯科医学会）

○ 全身的な疾患を有する患者に対する歯科医療の充実

全身的な医学管理が必要となる特定疾患を有する患者に対する歯科特定疾患療養管理料の対象に骨吸収抑制薬関連顎骨壊死および放射線性顎骨壊死が追加。

○ 既存検査の位置づけと評価の見直し

旧	新
口腔内写真検査（削除）	歯周病患者画像活用指導料 10点（新設）

歯周病検査を実施する場合において、継続的な管理を行うにあたって必要な口腔内カラー写真を撮影し、患者または家族に対し療養上必要な指導を行った場合に算定。

2枚以上撮影した場合は、2枚目から1枚につき10点を加算（5枚までを限度に算定）。

○ 既存技術の評価の見直し

【機械的歯面清掃処置】68点（対象患者の拡大、算定要件の見直し、点数改定なし）

- 対象患者が「歯周疾患に罹患している患者」から、「歯科疾患に罹患している患者」に拡大
- 算定要件に歯科診療特別対応加算の算定患者および妊婦は月1回の算定可が追加

【算定要件】

歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料または歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者のうち、主治の歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が、歯科疾患の管理を行っているもの（周術期等専門的口腔衛生処置、訪問歯科衛生指導料または歯科矯正管理料を算定しているものを除く）に対して、機械的歯面清掃処置を行った場合は、2月に1回を限度として算定する。ただし、歯科診療特別対応加算を算定する患者および妊婦については月1回を限度として算定（妊婦に算定した場合はカルテおよびレセプトにその旨を記載）

歯清と同月に併算定できない点数項目	訪衛指、初期う蝕、SPT（Ⅰ・Ⅱ）、訪問口腔リハ、歯科矯正管理料、術口衛1・2、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置
-------------------	--

【歯周基本治療（スケーリング）】

	旧	新
スケーリング（3分の1顎につき）	66点	68点

【 歯周病安定期治療 (SPT)Ⅰ・Ⅱ 】

- ・歯管または歯在管を算定した患者に加え、歯科特定疾患療養管理料(特疾管)を算定した患者にも、特疾管の治療計画に歯周病の管理計画が含まれている場合に限り算定できるようになった。
- ・SPTⅠを開始した日以降に算定できないものに、①在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 ②機械的歯面清掃処置(歯清)が追加
- ・SPTⅡを開始した日以降に算定できないものに、①歯周病患者画像活用指導料 ②在宅等療養患者専門の口腔衛生処置が追加

	1～9歯	10～19歯	20歯以上
歯周病安定期治療Ⅰ (SPTⅠ)	200点	250点	350点
歯周病安定期治療Ⅱ (SPTⅡ)	380点	550点	830点

(点数改定なし)

【 フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) 】

	旧	新
う蝕多発傾向者	100点	110点
在宅等療養患者	100点	110点
エナメル質初期う蝕に罹患している患者	120点	130点

介護報酬改定の概要

○ 居宅療養管理指導の見直し：歯科衛生士等が行う場合

(1回あたりの単位)

旧		⇒	新	
同一建物居住者以外	352単位		単一建物居住者が1人	355単位
同一建物居住者	302単位		単一建物居住者が2～9人	323単位
			単一建物居住者が10人以上	295単位

○ 口腔衛生管理体制加算の対象サービスの拡大

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した口腔衛生管理体制加算について、従前の施設サービスに加え居住系サービス(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)も対象とする。

口腔衛生管理体制加算	30単位/月
------------	--------

○ 口腔衛生管理加算の見直し

【 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 】

	旧	新
口腔衛生管理加算	110単位/月	90単位/月

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価した口腔衛生管理加算について以下の見直しを行う。
ただし、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定しない。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

口腔衛生管理加算について

- ① 口腔衛生管理加算については、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して、口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。
- ② 当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。
- ③ 歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点(ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うにあたり配慮すべき事項とする。)、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及びその他必要と思われる事項に係る記録(以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。)を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。(実施記録の様式は日本歯科衛生士会ホームページ参照)
- ④ 当該歯科衛生士は、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。
- ⑤ 本加算は、医療保険において歯科訪問診療料を算定された日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された場合には算定できない。

平成30年度認定歯科衛生士セミナープログラム

生活習慣病予防 (特定保健指導-食生活改善指導担当者研修)コース

日 程 8月25日・26日、10月6日・7日・8日(5日間)
開催地 東京都 **受講料** 30,000円

医療保険者の特定健診・特定保健指導の実施に伴い、特定保健指導の実施者に必要とされる厚生労働大臣が定める「食生活改善指導担当者研修プログラム」に基づいて実施される。本コース修了者は、食生活の改善指導に関する専門知識および技術を有するものと認められ、医師・保健師・管理栄養士の統括管理者が作成した支援計画に基づく特定保健指導の実施者となることができる。

	研修項目	研修内容
I	健康づくり施策概論	1 社会環境の変化と健康課題 2 健康づくり施策 3 生活習慣病とその予防
II	生活指導およびメンタルヘルスケア	1 生活指導と健康に影響する生活環境因子 2 個人の健康課題への対処行動(保健行動) 3 ストレスとその関連疾患およびストレスへの気づきへの援助 4 個別・集団の接近技法 5 ライフステージ・健康レベル別健康課題と生活指導
III	栄養指導	1 栄養・食生活の基礎知識および今日的課題と対策 2 食行動変容と栄養教育 3 ライフステージ、ライフスタイル別栄養教育
IV	健康教育	1 健康教育の理念と方法 2 健康生活への指導プログラムの基礎知識と方法 3 メタボリックシンドロームに対する健康教育の基礎と実践 4 禁煙支援プログラムの基礎と実践
V	運動の基礎科学	運動と健康のかかわり
VI	メタボリックシンドロームと生活習慣病	1 メタボリックシンドロームと生活習慣病 2 メタボリックシンドロームと口腔保健
VII	特定健診・特定保健指導	特定健診・特定保健指導における食生活改善指導担当者の役割
VIII	研究討議	意見交換

摂食嚥下リハビリテーションコース

日 程 8月25日・26日、10月6日・7日・8日(5日間)
開催地 東京都 **受講料** 30,000円

摂食嚥下の評価および障害等に関する知識や技術、年代別・病態別等の摂食嚥下障害への対応、栄養・構音機能・呼吸管理など、多職種連携による摂食嚥下リハビリテーションの実践に必要とされる知識・技術を習得する。日本摂食嚥下リハビリテーション学会との協力により実施される。

	研修項目	研修内容
I	リハビリテーション総論	1 リハビリテーション医学とは 2 摂食嚥下の運動学
II	栄養管理	1 栄養ケアマネジメント 2 栄養サポートチーム(NST)の概念
III	病態別摂食嚥下障害(小児の摂食嚥下障害)	1 小児の口腔形態 2 正常発達と口腔機能の獲得 3 小児の摂食嚥下障害
IV	病態別摂食嚥下障害(中途障害の摂食嚥下障害)	1 脳血管障害、高次脳機能障害、神経筋疾患 2 頭頸部外科手術、歯科的対応 3 頭頸部がんの摂食嚥下障害の病態

V	咬合および咀嚼機能の評価と管理	1 咬合と咀嚼運動 2 咀嚼運動の解剖・生理 3 咀嚼機能の低下の要因
VI	摂食嚥下機能のメカニズム	1 摂食嚥下のメカニズム 2 嚥下中枢機構の構造と機能 3 脳と神経支配の構造と機能
VII	摂食嚥下の評価	1 フィジカルアセスメント 2 スクリーニング手法 3 頸部聴診法、嚥下造影・嚥下内視鏡検査
VIII	摂食嚥下訓練	1 訓練計画立案、食指導 2 各病態に対する訓練法とその選択
IX	食事外部観察評価	1 摂食嚥下機能低下の原因とリスクと対応 2 摂食時の外部観察評価 3 問題点の抽出、分析および対応法
X	リスクマネジメント	1 呼吸器の解剖と生理 2 呼吸法、呼吸筋ストレッチ 3 徒手の呼吸助法、体位ドレナージ
XI	リスクマネジメント	1 全身管理 2 経鼻吸引
XII	摂食嚥下障害者への口腔管理の制度の理解	1 摂食機能障害者に関する制度の理解 2 医療保険、介護保険制度と口腔管理の実際
XIII	問題解決力の実践	1 グループディスカッション 2 フィードバックと模範解答

在宅療養指導・口腔機能管理コース

日 程 (4日間) 受講料 30,000円	
北海道・東北 関 東 信 越	8月4日・5日、8月11日・12日
東 海 北 陸 近 畿	7月7日・8日、8月18日・19日
中 国 四 国	7月28日・29日、9月29日・30日
九 州	7月21日・22日、10月27日・28日

地域包括ケアシステムが推進される中、歯科医療の提供体制も従来の歯科診療所における外来患者中心の「歯科完結型」から、今後は「地域完結型」へと変化し、地域でのきめ細やかな歯科保健医療の提供が求められている。そこで多職種と連携し、「口腔機能管理」の専門家として知識と技術を習得し、実務研修へとつなげる。セミナー受講後に所定の施設実習または勤務先での実務経験が加わる。日本老年歯科医学会との連携により実施される。

	研修項目	研修内容
I	高齢者の特性と健康状態の把握	1 高齢者を取り巻く環境 2 身体と精神面の特徴 3 要介護高齢者の健康状態の把握 4 認知症症状と分類 5 口腔機能の基本概念
II	咬合と咀嚼	1 咬合に起因する病態 2 咀嚼の解剖学的・生理学的基礎 3 食塊形成への理解
III	咬合と咀嚼の評価	1 咬合の観察と分類(アイヒナー分類) 2 咀嚼の客観的評価法 1) 混和能力の評価(ガム咀嚼) 2) 咀嚼と嚥下 3) 咀嚼スコア

IV	栄養管理	1 栄養管理のシミュレーション演習 1) 口腔機能を評価する 2) 食支援の具体策をつくる 3) 発表(プレゼンテーション) 2 栄養管理のまとめ
V	発音(構音)と諸器官・組織発音(構音)のまとめ	1 発音(ディアドコキネシス)で何がわかるか? 2 まとめ 3 発音(構音)と口腔機能の回復
VI	唾液分泌と唾液の評価	1 サクソン法による分泌量の測定 2 唾液の成分と働き 3 唾液の生理
VII	口腔機能低下症	1 フレイルと口腔機能低下症 2 口腔機能低下症と口腔内微生物叢 3 高齢者の口臭 4 演習:グミゼリー、細菌カウンタ、舌圧計、口腔水分計(ムーカス)
VIII	全身状態の把握と対応	1 リスク評価の重要性 2 全身状態の把握と対応 3 照会状の書き方 4 診療情報の分析と評価
IX	医療と介護の連携と終末期への対応	1 地域包括ケアシステムについて 2 多職種連携の実際 3 在宅療養者の環境把握 4 終末期の対応 1) 看取りの考え方 2) 歯科衛生士の役割
X	実践例の紹介	実践例紹介 ミールラウンド、介護予防等
XI	在宅療養者への歯科衛生士としての介入	グループワーク 1 問題点の抽出(脳梗塞、認知症、がん末期、神経性難病、糖尿病、心臓病、呼吸器疾患等) 2 状況設定と目標設定 3 介入法の検討

歯科医院・施設等での実務研修
(詳細はホームページにてご確認ください)

糖尿病予防指導コース

糖尿病予防の口腔保健指導および管理にかかる専門的な知識・技能の習得に資する研修を実施し、地域社会に貢献できる医学的・歯学的知識と口腔保健学的技能を有する歯科衛生士を養成する。
徳島大学歯学部にて委託実施。

【徳島大学歯学部】

日 程 10月13日・14日、11月10日・11日(4日間)

受講料 30,000円

	研修項目	研修内容
I	オリエンテーション	1 研修の概要説明と時間割の確認 2 ベアによる他人紹介 3 糖尿病予防の重要性 4 「糖尿病とその予防で学習したいこと」KJ法
II	講義 ワークショップ	1 糖尿病の基礎知識と臨床の実際 2 糖尿病と歯周病の関連性 3 「糖尿病予防の目的と必要性①」KJ法
III	講義 ワークショップ	1 地域歯科医療における糖尿病予防 2 多職種連携における糖尿病予防 3 糖尿病予防の口腔保健指導と管理 4 糖尿病と歯周病の最新情報 5 「糖尿病予防の目的と必要性②」KJ法、二次元展開図

IV	講義 ワークショップ	1 糖尿病予防の保健指導と管理 2 糖尿病予防の栄養指導と管理 3 糖尿病予防の口腔保健指導と管理のポイント 4 シナリオに対する口腔保健指導のプラン作成
V	演習	カンバセーションマップ
VI	実習 総合討論	1 口腔保健指導プランをもとに相互実習 2 全体発表、総合討論
VII	口腔保健指導の体験	1 健口フェア参加者への口腔保健指導の体験 2 口腔保健指導を行った症例について、後日報告書を提出、評価

医科歯科連携・口腔機能管理コース

急性期・回復期等の口腔機能管理にかかる専門的な知識・技能の習得に資する研修を実施し、総合病院における多職種連携に必要な医学的知識を有する歯科衛生士を養成する。九州歯科大学と東京歯科大学にて委託実施。

【九州歯科大学】

日 程 9月3日～9月7日(5日間)

受講料 50,000円

	研修内容
I	製鉄記念八幡病院での入院支援センターの見学実習
II	九州歯科大学附属病院での周術期の口腔機能管理の見学実習
III	周術期に関する講義 1 外科医によるがん手術の術式と術後管理 2 内科医による周術期管理に関する内科的課題 3 口腔外科医による顎顔面領域の外科手術の周術期管理 4 口腔保健・長寿推進センターにおける歯科医療と全身管理
IV	臨床研究のための文献検索、文献の読み方、研究方法に関する講義
V	周術期口腔機能管理における多職種連携に必要な技術 1 情報共有に必要な歯科衛生過程の講義 2 シミュレータ「マナボット」を用いた周術期口腔機能管理の演習(VE、咽頭吸引を含む) 3 がん患者の口腔機能管理症例演習

【東京歯科大学(市川総合病院)】

日 程 前期7月5日・6日・7日

後期7月30日～8月28日のいずれかの月火2日間

受講料 50,000円

	研修項目	研修内容
I	ガイダンス	認定研修の概要
II	周術期に関する講義	1 総論 -病院歯科の役割- 2 病院における口腔機能管理に必要な基本的知識 3 がん患者の周術期管理 ～外科の立場から 4 脳卒中患者の口腔機能管理 5 周術期口腔機能管理の制度と医科歯科連携 6 周術期口腔機能管理の実際 ～歯科衛生士の立場から 7 緩和ケア ～看護師の立場から 8 化学療法と有害事象 ～薬剤師の立場から 9 放射線療法と有害事象 ～医学物理士の立場から
III	周術期口腔機能管理の演習	1 症例検討(グループワーク) 2 症例別口腔管理方法 3 吸引・呼吸音聴診実習

	研修項目	研修内容
Ⅳ	臨床研究	1 臨床研究の進め方 2 研究方法
Ⅴ	周術期口腔機能管理の見学実習	1 歯科・口腔外科での周術期口腔機能管理 見学実習 2 東京歯科大学口腔がんセンターの見学実習 3 病棟での口腔管理見学実習

	研修項目	研修内容
Ⅵ	医科歯科連携 見学実習	1 NST(栄養サポートチーム)回診見学実習 2 RST(呼吸サポートチーム)回診見学実習 3 摂食嚥下リハビリテーション見学実習 (VE)

認定歯科衛生士の紹介

日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則に基づき、認定分野別に生活習慣病予防(特定保健指導-食生活改善指導担当者研修)20名、摂食嚥下リハビリテーション60名、在宅療養指導・口腔機能管理301名、糖尿病予防指導60名、医科歯科連携・口腔機能管理43名、障害者歯科23名、老年歯科8名、地域歯科保健3名、口腔保健管理2名、合わせて520名の方々に認定歯科衛生士名簿に登録し、認定証を交付いたしました。各分野において認定歯科衛生士として活躍されることを期待します。

【認定分野A】生活習慣病予防(特定保健指導-食生活改善指導担当者研修)									
〈北海道〉	〈栃木県〉	坂井 雅子	富樫 美由紀	〈京都府〉	岩元 敦子	〈香川県〉	〈鹿児島県〉		
三上 正代	中村 美智子	小原 美代子	〈福井県〉	熊崎 奈津美	蟻塚 雅美	帆北 友紀			
〈秋田県〉	〈東京都〉	〈神奈川県〉	村井 綾	石田 ひろ子	上牧 左右子	〈福岡県〉	〈沖縄県〉		
福司 郁子	相田 和江	矢島 いずみ	〈大阪府〉	高田 薫	桑島 悠	棚町 陽子	城間 友子		
				高田 薫	桑島 悠	安河内 ひとみ			

【認定分野A】摂食嚥下リハビリテーション																
〈北海道〉			〈福島県〉		〈東京都〉		〈神奈川県〉		〈石川県〉		杉本 葉子		〈広島県〉		〈鹿児島県〉	
菅 頼子			佐藤 恵子		越野 加津子		吉村 理恵		柴田 恵子		香田 文		河原 奈津		福元 知美	
小山田 貴子			丹野 直子		江藤 倫子		勝村 道子		〈福井県〉		〈兵庫県〉		磯田 操		川床 裕子	
〈岩手県〉			菅家 美和子		平尾 清美		平田 千賀		佐野 朝美		池田 緑		〈愛媛県〉		〈沖縄県〉	
田中 育子			〈埼玉県〉		成嵩 恵子		〈山梨県〉		〈静岡県〉		満永 香世子		清水 八重		平良 浩代	
〈秋田県〉			藤井 明美		小林 美生		中嵩 由美		木俣 敬子		竹内 雅子		〈福岡県〉		宮平 彩乃	
岡田 幸子			〈千葉県〉		山崎 扶美		〈長野県〉		〈愛知県〉		松本 美紀		中家 順子		謝花 綾乃	
〈山形県〉			三輪 弘子		植松 美里		高野 富美子		安永 真希		〈岡山県〉		〈大分県〉		喜屋武 由美子	
佐藤 奈美			田中 綾子		大越 理恵		佐藤 直美		〈京都府〉		松尾 慶子		衛藤 恵美		新名 美由樹	
飯田 陽子			久野 郁子		飯島 信子		〈富山県〉		村上 正恵		木村 優子		木村 ひとみ		木村 ひとみ	
					相原 美香		加治 啓子		〈大阪府〉		〈山口県〉		赤峰 美鈴		赤峰 美鈴	
							石野 美彩子		首藤 節子		山本 紘子					

【認定分野A】在宅療養指導・口腔機能管理									
〈北海道〉	稲川 美智子	〈青森県〉	鈴木 珠代	越智 徳子	大塩 さかえ	清原 和香	〈三重県〉		
中村 素代	江川 桂子	竹内 祐子	堀口 広美	伊藤 優子	雨宮 仁美	泉田 有美子	稲垣 睦美		
武田 貴子	林 祐子	道尻 紋佳	鈴木 恵美子	花岡 美恵	三輪 てる美	山下 いずみ	前川 礼子		
栗山 千智	佐々木 雅美	〈岩手県〉	北田 つねこ	〈山梨県〉	内田 亜矢子	鶴井 祐子	宮本 りさ		
山梨 しのぶ	齋藤 水晶	金子 由美子	鈴木 薫	河西 忍	新海 絵里	中川 梓	小山 恭子		
松橋 富久美	角田 裕子	〈宮城県〉	宮澤 紀子	加賀美 正江	基 安代	赤倉 裕子	久保田 加寿美		
末永 智美	小林 清美	吉木 千尋	西村 克枝	穴山 清美	小濱 志織	田辺 邦江	瀬戸口 直子		
藤本 真希	明田 めぐみ	坂田 直美	〈東京都〉	平賀 秀美	〈長野県〉	〈石川県〉	日浦 美和		
久保 直美	大津 久子	〈秋田県〉	大久保 玲子	伊藤 美香	山岸 邦恵	須貝 美夏	油家 千恵		
工藤 由加里	中谷 智美	成田 静	大野 敦子	小澤 宥紗	塩原 美津子	〈福井県〉	近藤 聡美		
伊藤 紀子	日野 小百合	〈福島県〉	中澤 奈津子	山田 千鶴	小宮山 典子	中谷 真理子	毛利 志乃		
菅原 ひとみ	遠藤 真紀子	根本 亜希子	倉地 美和	永井 鈴美	下野 美紀	〈岐阜県〉	角谷 紀美		
富樫 七苗	沼袋 富子	〈茨城県〉	田中 結	内田 真弓	〈新潟県〉	合掌 かおり	森下 さおり		
川端 智子	瀧川 裕子	大島 宏子	小野田 敦子	望月 直江	池田 裕子	〈静岡県〉	林 三奈		
三上 和恵	長谷川 治子	〈埼玉県〉	猪野 貞子	稲村 さゆり	江邊 真奈美	鈴木 祐貴枝	世古 恵子		
宮腰 ゆき子	高橋 薫	手島 敦子	佐藤 美智代	増田 裕美	〈富山県〉	池上 加奈子	湯浅 由貴子		
金山 優子	佐藤 芙美絵	清水 克子	大野 博子	平井 奈美	奥田 依久子	〈愛知県〉	近田 紀子		
谷口 由美子	柳原 光代	石田 純子	〈神奈川県〉	鶴田 みゆき	平井 啓子	古橋 真紀子	宮崎 くみ子		
田村 弘月	及川 順子	井上 弘美	糟尾 早苗	伊藤 由美香	本多 充代	古瀬 早苗	世間 滋代		
荒川 久悦	宮崎 尚子	〈千葉県〉	中丸 たまき	秋山 梅花	石野 美彩子	向井 紗耶香	荒木 弘子		
門脇 ひとみ	幸田 真由美	濱中 由美子	織田 典代	石原 ひろ子	高原 恵美	中居 三奈	南川 つぎ子		
			渡邊 月子	若月 恵美	笹川 裕子	鈴木 康子	森下 るみ		

田中 千暁	志波 夢	山口 玲子	〈岡山県〉	西岡 由賀	北岡 千恵	〈長崎県〉	〈大分県〉
松島 美鈴	松井 正子	武田 由美子	戸川 靖代	宮川 章代	西蔭 節子	本田 直子	東 久美
杉本 里美	長岡 真須美	酒井 めぐみ	杉山 悦子	岡田 恵美	塩崎 明帆	橋口 和子	佐保 麻里子
鋤崎 文子	小林 真弓	田路 知香子	〈広島県〉	徳田 美紀	〈高知県〉	柴山 健美	石井 綾子
福山 結香	松下 恭子	朝田 美鈴	木元 はづき	寒川 百合子	内平 真実	正林 弓子	〈宮崎県〉
〈滋賀県〉	中川 恭子	高田 幸代	尾川 直子	〈香川県〉	〈福岡県〉	北田 章子	佐々木 美鈴
木下 幸子	〈兵庫県〉	古賀 亜希子	村川 善子	中川 陽子	力久 生子	吉野 陽子	浅井 美樹
寺畑 恵美	田原 真貴	島袋 豊子	谷 尚美	森田 由華	大谷 亜矢	北野 さおり	〈沖縄県〉
藤川 英子	梶原 恵子	竹村 法子	古久保 恵美	山田 真弓	橋爪 和恵	江口 美保	上地 まゆみ
山本 智子	物部 弘子	濱嶋 由佳	倉本 晶子	井下 祐里	榊尾 富喜	岡本 玲子	嵩原 典子
〈京都府〉	成松 泉	〈奈良県〉	平 久子	渡邊 恵子	柳原 由加里	堀 奈津子	
谷内 妙子	高田 香織	乾 美保	吉中 ゆかり	玉田 由樹子	林 知子	明松 朋恵	
〈大阪府〉	兼重 富美子	網代 ひかり	〈山口県〉	参川 恭子	荒巻 八重子	山本 美保子	
二宮 葉子	鈴木 亜弓	戸田 和恵	佐伯 美和子	森永 千鶴	田中 久美	半澤 佳子	
細川 瞳	池田 恵理	柳川 京子	国本 菊枝	星川 明子	廣藤 彩	相馬 カオリ	
赤松 千晴	池崎 雅代	谷 裕枝	清水 香織	滝口 幸恵	黒田 直美	飯星 いずみ	
阪本 典子	西林 千晴	瓶原 明身	〈徳島県〉	成行 稔子	〈佐賀県〉	下濱 佐都美	
山本 洋子	柏原 由香	〈和歌山県〉	石川 真琴	山本 香南子	中座 博子	池田 道子	
竹地 みゆき	登利 早苗	湯谷 響子	中江 美恵子	〈愛媛県〉	江口 恵美	松崎 知夏	
小森 弥生	初田 朋子	〈鳥取県〉	宮本 悦子	武田 由美子	大川内 佳奈美	〈熊本県〉	
江波 克子	片岡 智子	穂近 京美	森 礼子	徳永 奈津子	川北 千里	坂本 由美	
高田橋 美幸	二神 真由美	白川 充恵	朝桐 幸代	土居 順子	古川 智恵美	浦本 文子	
長瀬 京子	大西 真子	上山 玉美	黒崎 あゆみ	段ノ上 和美	八木 浩子		

【認定分野A】糖尿病予防指導

〈北海道〉	渡邊 洋子	〈愛知県〉	ボツツ 奈緒美	〈和歌山県〉	岸田 由香里	西原 友紀子	〈福岡県〉
木村 ななみ	〈神奈川県〉	松井 かおる	〈大阪府〉	山下 千穂	赤穴 悦子	野一色 智子	高橋 由希子
〈岩手県〉	栗原 行子	本多 美智代	富田 委久子	〈鳥取県〉	〈徳島県〉	大西 貴子	〈沖縄県〉
梅原 照子	高橋 邦子	〈三重県〉	大石 智美	松田 舞美	西平 友美	三野 聖子	志喜屋 やよい
〈埼玉県〉	〈新潟県〉	丹羽 友美	藤林 由利安	岸本 真紀	藤原 妙子	中上 久美子	
前田 美都子	山田 智子	宮城 千鶴	〈兵庫県〉	〈岡山県〉	小林 美保子	綾 恭子	
築井 雅美	〈岐阜県〉	荒木 弘子	岩本 憲子	新納 利恵子	今川 真由美	西谷 愛莉	
〈東京都〉	奥村 美雪	大塚 陽子	大塚 陽子	中上 昭子	伊井 由美子	高橋 弥生	
田川 公代	〈静岡県〉	林 美保	浜岡 津茂恵	松尾 敬子	北條 康子	池田 真己	
丸山 みどり	大隅 法子	〈滋賀県〉	〈奈良県〉	〈広島県〉	橋本 千奈美	森永 幸	
上原 理恵		宇治田 ゆみ	松尾 由佳	沖本 恭子	〈香川県〉	福 田 泉	
		黒田 伸子		木村 美恵	松木 久美		

【認定分野A】医科歯科連携・口腔機能管理

〈青森県〉	大屋 朋子	駒村 好子	〈岐阜県〉	〈大阪府〉	〈和歌山県〉	〈福岡県〉	志垣 留美
小川 史代子	〈東京都〉	丸山 千春	山田 妃佐子	榊井 悦子	中西 美保	水島 順子	〈大分県〉
〈宮城県〉	藤平 弘子	〈神奈川県〉	〈愛知県〉	山本 雅子	〈岡山県〉	植木 美佐	大鋸 優香
佐藤 美由紀	白鳥 たかみ	織田 典代	中村 晃子	梶 貢三子	三浦 留美	杉浦 裕子	〈鹿児島県〉
〈栃木県〉	菅野 亜紀	櫻井 里絵	〈三重県〉	池北 眞紀	〈広島県〉	〈熊本県〉	森 和代
小林 厚子	武藤 久子	多田 美穂子	松岡 陽子	〈兵庫県〉	富本 麻美	中村 加代子	
〈千葉県〉	森山 規子	〈長野県〉	川合 幸代	神吉 利美	石田 眞南	岩見 明美	
粕谷 和可菜	五十嵐 麻奈三	弓田 美里	〈滋賀県〉	〈奈良県〉	〈山口県〉	内古閑 美友紀	
			玉井 文子	国元 美智子	早野 泰枝	大田 恵子	

【認定分野B】障害者歯科

〈北海道〉	〈埼玉県〉	〈東京都〉	〈神奈川県〉	〈山梨県〉	〈三重県〉	〈大阪府〉	〈香川県〉
島中 奏枝	富山 香菜	茂木 香苗	池田 千絵	新海 絵里	筑田 純子	田中 聡美	池本 八重子
〈岩手県〉	大島 聡美	米村 美奈子	丹羽 由佳子	〈新潟県〉	〈愛知県〉	〈鳥取県〉	〈長崎県〉
天沼 由美子	高橋 絢子	岡田 多輝子	新倉 悠里	野上 有紀子	鈴木 佐和子	森山 真規	川添 朋子
		大槻 祐子	畑中 和江		長谷川 美穂		長田 侑子

【認定分野B】老年歯科

〈宮城県〉	〈東京都〉	〈神奈川県〉	〈奈良県〉
堀込 ゆかり	北澤 浩美	松田 奈緒美	堀内 眞規
〈千葉県〉	川野 麻子	〈岐阜県〉	〈香川県〉
綿引 美香		伊藤 ひとみ	丸岡 三紗

【認定分野B】地域歯科保健

〈大阪府〉	〈広島県〉
川西 順子	三好 早苗
	西村 瑠美

【認定分野B】口腔保健管理

〈徳島県〉	〈愛媛県〉
森山 聡美	塩崎 明帆

平成30年度 定時代議員会の開催について

代 議 員 各 位

公益社団法人日本歯科衛生士会
会 長 武 井 典 子

平成30年度定時代議員会を下記のとおりに開催いたします。

記

1.日 時 平成30年6月17日(日) 13時30分～16時

2.場 所 ステーションコンファレンス東京 605
東京都千代田区丸の内1-7-12

3.議 事

- 第1号議案 平成29年度事業報告(案)に関する件
第2号議案 平成29年度決算報告(案)に関する件
監査報告
第3号議案 選挙管理委員の選任に関する件

4.報告事項

- ① 平成30年度事業計画について
② 平成30年度収支予算について

※「会長表彰」は、平成31年2月17日の周年事業の記念式典で行います。

理事会報告

平成29年度第6回理事会が平成30年3月11日に開催された。審議事項および報告事項は次のとおりである。

審議事項

- (1) 平成30年度事業計画(案)について
(2) 平成30年度収支予算(案)について
(3) 平成30年度資金調達及び設備投資の見込みについて
(4) 平成30年度定時代議員会開催(案)について
(5) 平成30年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業の公募について
(6) 基本研修「特定コース」における日本歯科衛生士会主催「医療安全管理歯科衛生士講習会(仮)」開催について
(7) 認定セミナー 一部未受講者への対応の見直しについて
(8) 会計及び財産管理規程の一部改正について
(9) 委員の委嘱について
①認定歯科衛生士委員会委員(平成30年4月1日付)
②診療所委員会委員(平成30年4月1日付)
(10) 新入会員の承認について
(11) その他

報告事項

- (1) 会務報告について
(2) 第3回常務理事会報告について
(3) 平成30年度診療報酬と介護報酬の改定について
(4) 日衛ホームページ(eラーニング)について
(5) 臨地実習指導マニュアルについて
(6) テスト災害特別ページについて
(7) 第13回学術大会のプログラムについて
(8) 歯科衛生士手帳に関するアンケート集計結果について
(9) 事務局職員業務分担(平成30年度)について
(10) 平成29年度歯科保健サービスの効果実証事業(後期高齢者等)の第1回検討委員会報告について
(11) 平成29年度歯科保健サービスの効果実証事業(基礎疾患重症化予防等)の第3回検討委員会報告について
(12) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 第6回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会報告について
(13) (公財)8020推進財団理事会(第2回・第3回)報告について
(14) チーム医療推進協議会 平成29年度第2回研修会報告について
(15) 第6回災害歯科保健医療連絡協議会報告について
(16) 平成30年度歯科衛生推進委員会の重点課題について
(17) 後援名義使用及び生涯研修制度の研修単位認定について

その他

- (1) 「歯科衛生士(2月号)」の記事について
(2) 講師謝金等に関する規程(参考資料)

第21回感染症予防歯科衛生士講習会のお知らせ

1 目 的

歯科衛生士を対象に、HIV等の感染症予防講習を行い、感染を防ぐとともに、院内感染の予防管理対策や歯科診療所における医療安全対策に関する講習を行うことにより、患者が安心して受けられる歯科保健医療の提供を図ることを目的とする。

2 実施の主体

日本歯科医師会・日本歯科衛生士会共催

3 協 力

高知県歯科衛生士会、千葉県歯科衛生士会

4 対 象

業務に従事している歯科衛生士

5 開催日時

- ① 高知会場：平成30年7月 8日(日) 10時～16時
② 千葉会場：平成30年7月22日(日) 10時～16時

6 会 場

- ① 高知会場：高知市文化プラザかるぼーと 高知県高知市九反田2-1
② 千葉会場：千葉県歯科医師会館 千葉県千葉市美浜区新港32-17

8 定 員：① 高知会場 150名 ② 千葉会場 110名

9 受 講 料：無料

10 受 講 証

申込者には、受講証を送付します。講習当日は必ず持参し、受付にて捺印を受けてください。なお、会員の方は会員証もご持参ください。

11 修了証書の交付

講習を修了した者に対し、修了証書を交付します。

12 受講申込みの取り消し

受講申込み後、何らかの事情で欠席する場合は、順次他の者に受講の機会を与えますので、その旨を必ず日本歯科衛生士会(電話03-3209-8020)までご連絡ください。

※この講習会は、第4次生涯研修制度専門研修(基本研修 特定コース「歯科診療所における医療安全対策」)4単位・認定更新生涯研修 3単位を取得することができます。

7 研修科目・日程

時 間	研 修 内 容
10:00～10:10	開 会
10:10～11:40	最近の感染症事情 ～HIV感染者の歯科診療について～ 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院 歯科・口腔外科診療科長 丸岡 豊先生(高知会場) 歯科領域における感染制御に関する推奨の概要 岩手医科大学附属病院 感染症対策室 室長 櫻井 滋先生(千葉会場)
11:40～12:30	(昼食・休憩)
12:30～14:00	院内の感染予防管理 -忍び寄るAMRへの対策- 大阪労災病院歯科口腔外科 部長 吉岡 秀郎先生
14:15～15:45	院内感染対策をさらに高めるために -医療安全とチームの視点から- 赤坂見附磯谷歯科室 院長 磯谷 一宏先生
15:45～16:00	閉 会

申込み方法

次の事項をご記入のうえ、封書にてお申し込みください。

- 氏名 ●自宅 住所(〒)、電話番号
●勤務先 名称、住所(〒)、電話番号
●会員番号(会員の方のみ記載してください) ●希望会場

82円切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。

受付期間

- ① 高知会場：6月 4日(月)～6月22日(金) 消印有効
② 千葉会場：6月25日(月)～7月 9日(月) 消印有効

申込み先

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
日本歯科衛生士会 感染症予防歯科衛生士講習会 係